

江戸川区の小中学校における「いじめ防止基本方針」の中に教唆という言葉とその言葉の説明を追加することを求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 49 号

受理年月日 平成 28 年 6 月 7 日

付託年月日 平成 28 年 6 月 14 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 各小中学校が作成した「いじめ防止基本方針」を見たが、具体的ないじめの態様として、叩かれたり、蹴られたりするなどの言葉はありましたが、暴行の教唆という言葉と説明は、多くの学校で盛り込んではいませんでした。

これでは、教唆の理解をしないまま大人になり、同じことを繰り返す人間が一定数存在してしまいます。過去に教唆をした一部の生徒やごく稀にいる教唆を繰り返す大人の行為が発覚しないこともあります。

つきましては、江戸川区の各小中学校における「いじめ防止基本方針」の中に教唆という言葉と説明を追加することを希望し、陳情いたします。